

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月24日

静岡県知事 殿

提出者

静岡県富士宮市人穴687

佐々木 輝文

0544-52-0803

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	佐々木 輝文牧場
事業場の所在地	静岡県富士宮市人穴687
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	酪農業
②事業の規模	51頭
③従業員数	2人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	動物の死体 → 処理業者へ委託 動物のふん尿 → 自ら中間処理（堆肥化）した後、再生利用 廃棄プラスチック → 処理業者へ委託

(日本工業規格 A列4番)

## (第2面)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
 統括責任者 事業主  
 廃棄物担当者 事業主  
 契約書等書類担当者 事業主

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	動物の死体	動物のふん尿	廃棄プラスチック類
	排 出 量	0.50 t	1151.7 t	2.00 t
(これまでに実施した取組) 特になし				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	動物の死体	動物のふん尿	廃棄プラスチック類
	排 出 量	1.00 t	986.8 t	2.00 t
(今後実施する予定の取組) 特になし				

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動物の死体、ふん尿、廃プラスチック類を分別して他の廃棄物と混在しないようにする。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1151.7t	—
(これまでに実施した取組) ふん尿を自ら中間処理（堆肥化）し、自己所有地や借地に還元、耕種農家等へ提供する。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	986.8t	—
(今後実施する予定の取組) 同上			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—
(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	動物の死体 廃プラスチック類
	全処理委託量	0.50t 2.00t
	優良認定処理業者への処理委託量	- -
	再生利用業者への処理委託量	0.50t 2.00t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 -
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 -
(これまでに実施した取組) 契約業者に対して処分を委託した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物の死体	廃プラスチック類
	全処理委託量	1.00t	2.00t
	優良認定処理業者への処理委託量	0	-
	再生利用業者への処理委託量	1.00t	2.00t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	-
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (今後実施する予定の取組) 契約業者に対して処分を委託する。			
※事務処理欄			